副業取扱規程

第1条(目的)

この規程は、社員が副業を行う際の許可等に関する取扱いに関して定めたものである。

第2条(副業の定義)

この規程において副業とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- 1 他の事業者の役員等に就任し、営利を目的とする業務に従事すること
- 2 自ら営利を目的とする私企業を営むこと

第3条 (適用範囲)

この規則は正社員に適用するものとし、準社員その他雇用契約上の地位の異なる者についての就業に関する事項は個別の契約で定める。

第4条(副業の許可)

社員は、前条に掲げる副業を行おうとするときは、次の各号を遵守しなければならない

- 1 あらかじめ所定の様式により、会社の許可を受けること
- 2 会社から許可を得た期間終了後も継続して副業を行う場合には、再度申請の上会社の許可を受けること
 - 3 副業終了時は会社に報告を行うこと

第5条(副業を許可しない場合)

会社は、社員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、副業の許可をしないものとする。

- 1 副業のために時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがあると判断した とき
 - 2 副業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えると判断したとき
 - 3 副業しようとする事業者又は業務に従事することによって、<mark>会社</mark>の名誉を汚したり、信用 を失墜すると判断したとき
 - 4 競業により自社の利益が害される可能性があると判断したとき
 - 5 他の会社と雇用契約を締結して労働を行うこと
 - 6 その他会社が副業の許可をすべきでないと判断したとき

第6条(許可の取消し)

社員が第3条の規定により副業の許可を受けたのち、第4条の規定に該当した場合、副業の許可 を取り消すものとする。

付則

この規則は令和 5年 4月 1日から施行する。